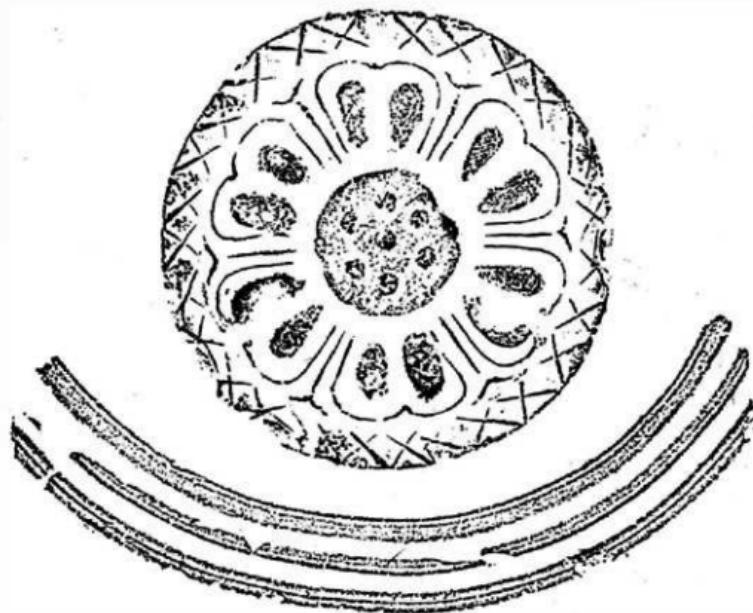


福島県文化財調査報告書第65集

関和久遺跡 VI

—史跡指定調査概報—

1978年3月



福島県教育委員会

関和久遺跡 VI

—史跡指定調査概報—

1978年3月

福島県教育委員会



序 文

大正末年に、関和久の広範な地域から多賀城系と下野薬師寺系の古瓦が出土することが学界に知られ、またそこから出土する多賀城創建期類似の瓦から神龜5年設置の白河軍團跡と推定されてきました。

しかしその後約半世紀の間、学術調査もなされず、その評価も定まらないままでした。県教育委員会はこの遺跡の重要性に鑑み、研究者の方々の助言を得、遺跡の性格を解明するとともに、史跡指定の資料を得るために昭和47年より継続して調査を実施してまいりました。

この調査により、大門・明地地区は古代白河郡家跡であることがほぼ確実となってまいりました。本年度は第6次調査を終了し、所期の目的を達成することができました。ここに本年度の成果につきましてその概略を報告いたしますので、広く県民の方々に認識を深めていただくとともに、研究資料として御活用いただければ幸甚に存じます。

最後になりましたが、この調査の指導にあたられた県文化財保護審議会委員伊東信雄博士はじめ各指導委員、御協力を惜しまなかった宮城県多賀城跡調査研究所の方々、地元泉崎村、地元協力者各位に多大の謝意を表するものであります。

昭和53年3月

福島県教育委員会教育長

辺見栄之助

目 次

調査要項

第1章 調査報告	1
第1節 前年までの調査	1
第2節 調査経過	1
第3節 調査日誌	3
第2章 発見遺構	5
第1節 建物跡	5
第2節 溝跡	9
第3節 竪穴住居址、土壤、柵跡	12
第3章 出土遺物	16
第1節 瓦	16
第2節 土器	18
第3節 その他	20
第4章 考察	20
第1節 遺構	20
第2節 遺物	24
第3節 遺跡の性格	25
第4節 まとめ	28

挿図・図版目録

- 第1図 発掘調査地域図
- 第2図 第2トレンチ遺構図
- 第3図 S B 47A・B・48建物跡
- 第4図 S B 49・50・51・52建物跡、S A 54柵跡
- 第5図 S B 56・57建物跡
- 第6図 S D 36大溝跡
- 第7図 S I 44竪穴住居址、S K 45・46・55土壤
- 第8図 出土瓦拓本
- 第9図 平瓦第8類拓本
- 第10図・第11図 出出土器、その他実測図
- 第11図 関和久遺跡俯瞰図
- 第12図 白河郡家跡俯瞰図

- 図版1 S D 36大溝跡（第1トレンチ）北より
- 図版2 S D 36大溝跡（第3トレンチ）北より
- 図版3 S D 36（第3トレンチ）北壁セクション
- 図版4 第2トレンチ全景（南より）
- 図版5 第2トレンチ南半部ピット群
- 図版6 S D 42・S I 44・S B 47他（南より）
- 図版7 S D 42・S I 44・S B 47他（東より）
- 図版8 S D 42・43、S I 44、S B 47・48・50他（北より）
- 図版9 第2トレンチ（S D 42）北壁セクション
- 図版10 第2トレンチ北壁セクション
- 図版11 第2トレンチ北壁セクション
- 図版12 S B 56・57他（東より）
- 図版13 S B 56掘方内土師器（東より）
- 図版14 第4トレンチ堆積状況
- 図版15 現地説明会
- 図版16 出出土器
- 図版17 出出土師器墨書き

調査要項

- 1 名 称 関和久遺跡
- 2 所 在 地 西白河郡泉崎村関和久字中宿はか
- 3 調査主体 福島県教育委員会
- 4 調査指導 伊東信雄、坪井清足、氏家和典、梅宮 茂、鈴木 啓
- 5 調査担当 木本元治
- 6 調査員 木村浩二、橋本博幸
- 7 調査協力 桑原滋郎、進藤秋輝、白鳥良一、嫌田俊昭、高野芳宏、古川雅清
工藤雅樹、藤沼邦彦、平川 南、佐川一二はか地元有志15名
- 8 協力機関 泉崎村、泉崎村教育委員会、泉崎村公民館、関平婦人会
- 9 調査期日 昭和52年11月1日～12月3日

—凡例—

- 1 この調査は国庫補助事業である。
- 2 編集は木本が担当した。
- 3 第1章・第3章・第4章 第2・4節は木本が執筆した。
- 4 第2章 第1節・第4章 第1節は木村・木本が執筆した。
- 5 第2章 第3節は木村が執筆した。
- 6 第2章 第2節は橋本が執筆した。
- 7 第4章 第3節は伊東が執筆した。
- 8 遺構写真の撮影、実測図トレースは木本・木村が担当した。
- 9 遺物写真・実測・採拓は木本が担当した。

第1章 調査報告

第1節 前年までの調査

昭和47年度 10月30日～11月15日

航空測量図作成と予備調査。東群建物中、南・中・北3棟の有礎建物跡の存在を確認。

(関和久遺跡I 1973年3月 福島県教育委員会 参照)

昭和48年度 10月11日～11月10日

東群を構成する有礎建物跡S B 01・02・03と、西群では有礎建物跡S B 05・06と掘立柱建物跡のS B 04・07が検出された。

(関和久遺跡II 1974年3月 福島県教育委員会 参照)

昭和49年度 5月27日～6月5日

県道白河一母畑線拡幅工事に伴う緊急調査。

遺跡北縁の台地 267m²を帶状に発掘調査。竪穴住居址2棟、溝3条、土壙状遺構2基、掘立柱穴20個、円形ピット2基を検出。遺物は土器類、須恵器、須恵系土器、円面鏡、開元通宝、植物種子を検出。このうち土器類3個に7字の「白」の墨書がある。

(関和久遺跡I-県道拡幅工事に伴う調査-1974年12月 福島県泉崎村教育委員会 参照)

昭和49年度 10月21日～11月22日

遺跡の西南部を調査し、有礎建物跡3棟、掘立柱建物跡8棟、大溝2条、井戸跡1基、竪穴住居址1棟が検出された。調査区域の西方、南方で検出された大溝は郡家の四至を区画する可能性が考えられ、一辺は約3～2.5町と推定された。

(関和久遺跡III 1975年3月 福島県教育委員会 参照)

昭和50年度 10月20日～11月22日

遺跡の東南部を調査し、有礎建物跡4棟、掘立柱建物跡9棟、竪穴住居址1棟、大溝跡2条、小溝跡2条が検出された。東南隅においては大溝のコーナーが検出され、郡家の東西は2.5町であることが判明し、南北も同様と推定された。

(関和久遺跡IV 1976年3月 福島県教育委員会 参照)

昭和51年度 10月20日～11月20日

遺跡の東辺部を調査し、掘立柱建物跡4棟、郡家の東辺を区画すると考えられる大溝跡3条を検出する。

(関和久遺跡V 1977年3月 福島県教育委員会 参照)

第2節 調査経過

昭和52年度の調査は郡家跡の東辺、北辺及び郡院または郡庁部の所在を確認する目的で開始された。

東辺部

昨年検出された東辺を区画すると考えられたS D 36大溝の延長上のI B -24～33区、K A -24～33区に3m×30mのトレンチを設定した。

I B-24-33(第1トレンチ)は主要農道の東側、幹線水路の北側に当る部分の台地直下の水田の部分で、水田土、後世の溝による搅乱土を除いたところ、表土下45cmでI B-31・32区から黒褐色土に掘り込まれた幅2.2m、深さ41cmの大溝の一部と考えられる溝状遺構。I B-33区からは掘立柱穴が2個が検出された。しかしI B-24-30区では遺跡と同時期の遺構・遺物は皆無であった。

KA-24-33(第3トレンチ)では茶褐色の耕作土約40cmを除いたところ、黄色ロームの地山に掘り込まれた南北に走る溝跡がKA-27-28区、30-32区に、北東に走る小溝跡がKA-28-33区に、不定形ピットがKA-24-26区に検出された。KA-30-32区の大溝跡以外は耕作土が入っており、遺物としては近代以後の陶磁器片、ガラス片などがあり後世の溝及び搅乱と考えられる。KA-30・31区の大溝跡は瓦、土師器、須恵器を出土するとともに、I B-31・32区の大溝跡のほぼ真北上にあることが確認された。

中央部

台地上の平坦部の一番高い部分にあたり、遺跡の想定中軸線の東15~20mのJ D~J N-70・71(第2トレンチ)を設定し発掘したところJ D~J G-70・71区で表土下約60cmで地山の黄色ロームに掘り込まれた多数の小ピット群、一辺約3mの方形ピット、小溝などが検出された。表土中からは中世陶器らしきものも検出されており中世の遺構の可能性が考えられる。

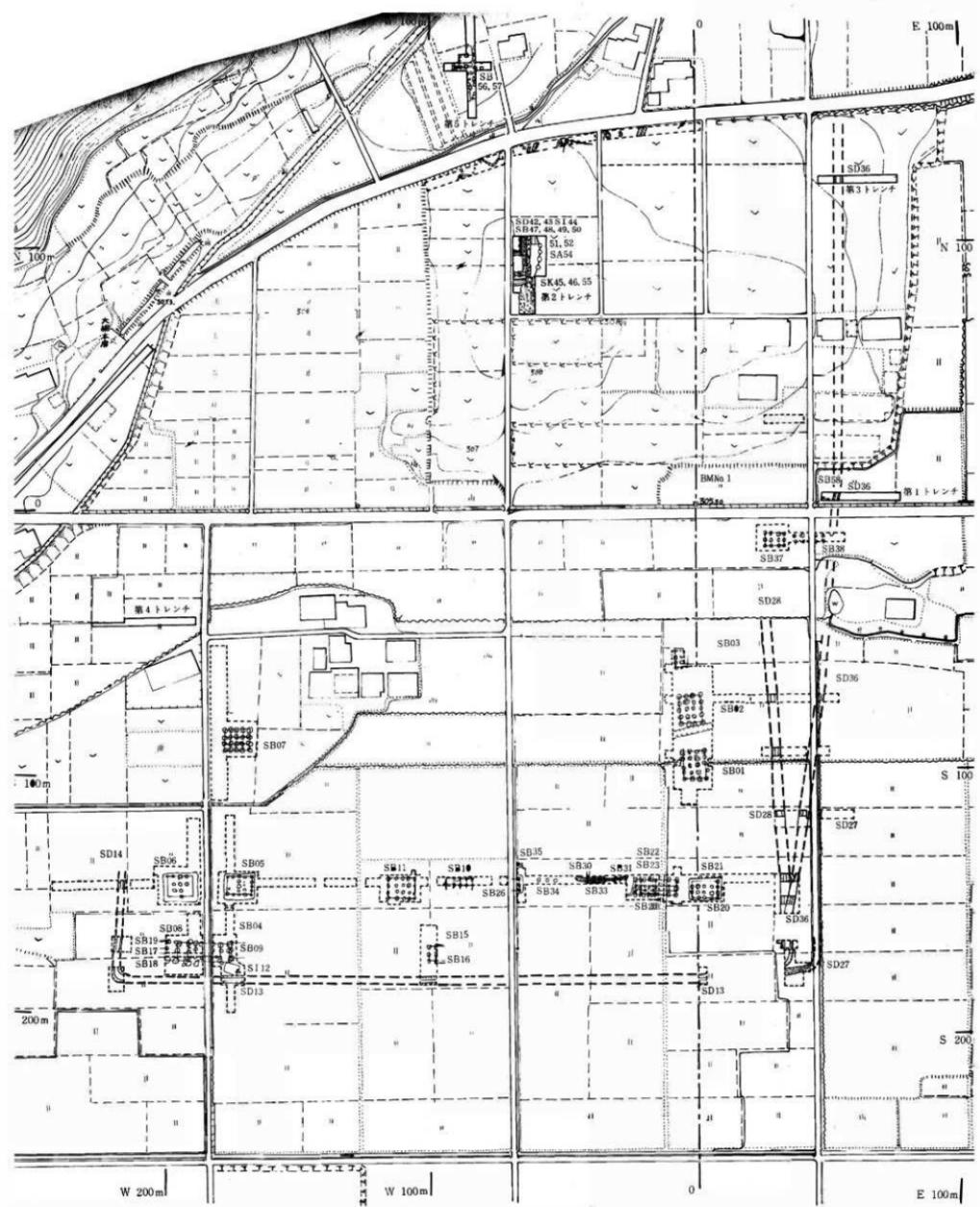
J G~J N-70・71区では2時期以上にわたり切り合って、南北に並ぶ2列の掘立柱穴群と、その東と南を囲むような形で大溝跡、掘立柱穴を切る中溝などが検出された。掘立柱建物の範囲を確認するためJ F~J O-72区の東側2m、J O-70・71区を拡張、精査したところ、掘立柱穴は3時期の切り合いが見られ、外側の柱穴列はJ G~J O-70区では南北に並び、J G-70区で西に折れ「L」形を呈して並び、この柱列に対応する内柱はなく、長北に長い官衙風建物(SB47・A・B・48)、その建物の内側の柱穴群は時期の異なる建物である(SB49・50・51・52)ことが判明し、この部分のみでも7時期以上の建物の建て替えがあることが確認された。またSB47・48と大溝(SB42)との間に1本柱列(横か?)が入ることも判明した。なお、作物と農道の都合上建物と西と北の範囲は確認できなかった。

これらの建物群を囲むS D 42大溝の東脇は浅い円形の大形ピットにより切られている。この地区的S D 42・43溝中からは多量の土師器、須恵器が検出され、特に土師器杯が多く見られたが瓦はトレンチ内全部でも破片3片のみであった。

西部地区

郡家跡の西辺の溝を検出するためにBSW-J-HF-13-25区(第4トレンチ)にトレンチを設定して調査を行なったところ、第2水田床土の下(表土下約90cm)より幅2.2m、深さ15cm~20cmの新しい時期の溝を検出した。さらにその下層を深さ約1.2mまで掘り下げたが砂質シルト、砂層、小砂利が交互に堆積した水成層と考えられる層位が観察された。同層中よりは若干の須恵器片を検出したのみで、遺構らしきものはまったく検出されなかった。

このトレンチから村道山寺一瀬知房線の南を東西に走る一段低い水田の部分にかけては遺跡が機能していた当時は沼地又は水路状の低湿地となっていたらしい。



測量基準線、磁北より $6^{\circ}30'$ 東に偏し(1972年) ほぼ真北である。

51年度以前調査

52年度調査区

第1図 発掘調査地域図

北辺部

都家の北辺を検出し四至を決定する目的でKJ～LC-77に3m×42m(第5トレンチ)のトレンチを設定した。なお77ラインはほぼ遺跡の想定中軸線となっている。

KL～KS-77区から掘立柱建物跡と考えられる柱穴群、これらに切られた豊穴住居址、それよりさらに古い時期のものと考えられる袋状ピットが検出された。

この建物跡の範囲を確認するため、KP-75・76・78～80、KQ-78区の拡張を行なったところ、KO～KR-76～79区に2間×2間(SB56)、1間×3間(SB57)の建物を確認することができた。この建物群は遺跡の想定中軸線上に位置しているが、当初の遺跡の北辺の想定線である南辺大溝の3町の線より10m～25m外側にあり、都家跡の北辺はさらに北に想定する必要があるのかも知れない。

第3節 調査日誌

昭和52年11月1日(火) 晴

調査事務所用テント設営、基準杭No.31(E 48.090m), No.32(E 78.135m)設定。第1トレンチ(I C-24～33区)設定、IB-27～33区表土剥離。

11月2日(水) 雨のち晴

基準杭No.33(No.1 W 30.059m), No.34(W 68.074m), No.35(W 68.074m, N 27.031m), No.36(W 72.089m, N 27.031m), No.37(W 72.089m, N 48.017m), No.38(W 72.089m, N 76.245m)設定。第1トレンチ: L-1・2掘り込み完了、トレンチ東半部のL-3掘り込み。

11月7日(月) 曇

第1トレンチ: L-4上面検出。I C-29区から南北に走るL-3より掘り込んだ小溝(後世の溝らしい)、IB-30・31よりL-4を掘り込んだ大溝を検出。基準杭No.39(W 72.089m, N 96.668m)。第2トレンチ(J E～JM-70・71区)設定。

11月8日(火) 曇

第1トレンチ: L-4上面精査、IB-33区より掘立柱穴検出。大溝掘り込み。第2トレンチ: グリッド設定、表土剥離、JI～JM-70・71区より大溝、小溝、豊穴住居址を検出。

11月9日(水) 晴

第1トレンチ: 遺方設定(水系B M No.1 E 52.00m, N 4.50m, レベルB M No.1-20cm)。第2トレンチ: 南半部(J E～JI-70・71)より小ピット多数検出。昨日JI～JM-70・71区で発見と考えられた大形ピットは掘立柱建物の掘方と判明、数時期にわたる切合いがある。基準杭No.40(E 42.197m, N 36.875m), No.41(E 45.594m, N 36.875m), No.42(E 45.594m, N 82.645m), No.43(E 45.594m, N 125.917m)設定。第3トレンチ(K A-24～33区)設定。

11月10日(木) 晴

第1トレンチ: SD-36溝セクション実測、写真撮影、遺構実測。第2トレンチ: 大溝全面検出のためIJ～JM-72を拡張、トレンチ全面精査、JE～JC区の小ピット及び方形の大型土壌は中世の遺構の可能性が強くなった。掘立柱建物に切られた住居址は葉巻式であることが判明

11月11日(金) 晴

第1トレンチ: 遺構実測完了。第2トレンチ: 建物の範囲を確認するため精査、SD-43溝

に切られた柱穴の切合を検出。SD-42大溝東肩検出のためJ M-68・69を拡張。SD-42と大型円形ピットの重複を検出。第3トレンチ：表土剥離ほぼ完了。

11月14日（月） 晴

第2トレンチ：掘立柱建物の切合を確認のため精査、J L-68・69を拡張。第3トレンチ：精査、KA-26・27・31区に南北に走る溝跡らしきものを検出、各溝の掘込開始。KA-31区の溝は上幅3m以上、深さ50cm以上で、上部より瓦、土師器、須恵器の破片を検出、遺溝の東辺を画する大溝らしい。

11月15日（火） 晴

第2トレンチ：JJ・JK-68・69、J N-70～72を拡張、SD-42東肩には大型ピット4基が切り合ひ、この溝はJI-70区にコーナーを有しこの部分から西に曲って延びていくことが判明。掘立柱建物は3期の切り合があることが判明。第3トレンチ：KA-31区のSD-36大溝掘り上げ、上幅3.2mで東辺溝のは延長上にあり真北に向って走ることから遺跡東辺を画する溝と考える。

11月16日（水） 晴のち曇

第2トレンチ：J L-J N-70～72区精査、建物は東西3間以上、南北8間以上であることを確認。さらにSD-43の西側に掘立柱建物1棟を検出。第3トレンチ：セクション実測。基準杭No44(W 117.994m)、No45(W 165.279m)、No46(W 165.279m, S 23.257m)、No47(W 186.885m, S 23.257m)、No48(W 186.885m, S 45.325m)、No49(W 227.165m, S 45.235m)設定。第4トレンチ(B SWJ-H F-13～23)設定、表土剥離。

11月17日（木） 雨

野外作業中止、図面整理検討、伊東、坪井両委員白河着。

11月18日（金） 晴

第2トレンチ：J I～J N-71・72区の建物群の最終精査、切合関係を明確にし、略測図作成。第3トレンチ：遣方設定(E 53m, N 121.5mの各線)。第4トレンチ：表土剥離完了、H F-17・18区より切り合った溝らしきもの、H F-21・22区からも溝らしきものを検出。

11月21日（月） 晴

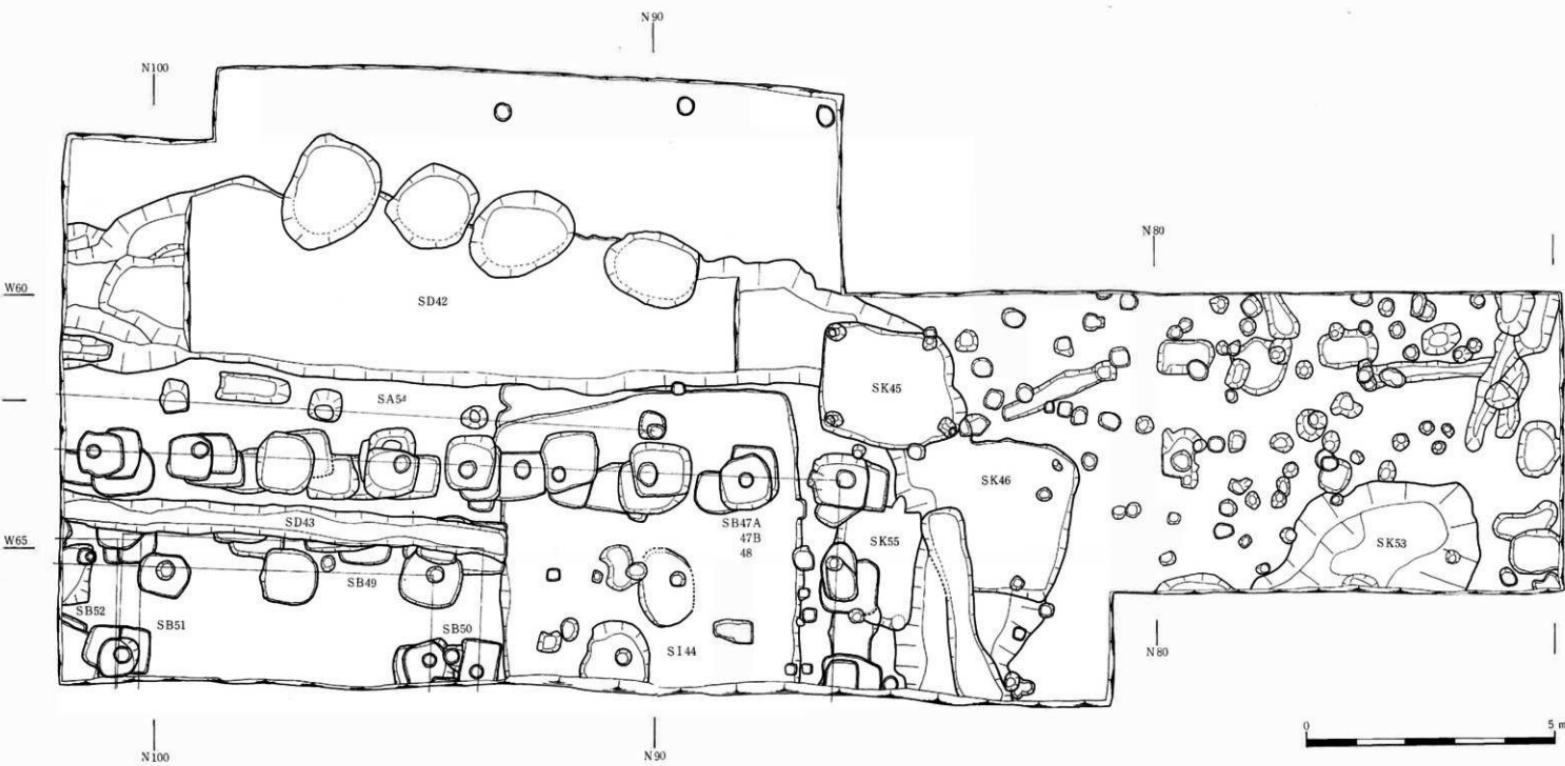
第2トレンチ：SD-42溝と重複している大型ピットの切り合を確認作業。(溝→ピット)併せSD-42溝の東肩はかなり凹凸があることが判明。第3トレンチ：SD-36大溝の実測。第4トレンチ：西辺を区画する大溝の検出作業、昨日の溝らしきものを精査。

11月22日（火） 晴

第2トレンチ：遺構全面及び北壁面精査、写真撮影。第3トレンチ：実測完了、遺構付近掃除、写真撮影。第4トレンチ：西辺の大溝検出作業続行、厚さ70～80cmの水成堆積層をトレンチ全面に検出したが溝は不明。

11月24日（木） 晴

第2トレンチ：北壁面精査、写真撮影、セクション実測。第4トレンチ：西辺大溝検出作業、表土下約1mの小砂利混り層の精査を行なうが溝面検出できず。



第2図 第2トレンチ遺構配置図

11月25日（金） 晴一時曇

第2トレンチ：北壁セクション実測、造り方杭打ち。 第4トレンチ：昨日精査面をさらに掘り下げたが薄い砂層と粘土層が交互に続くことが判明し、この部分は当時より湿地であったものと判断し作業中止。 第5トレンチ：No50杭(N 84.755m, W72.089m), No51杭(N 209.072m, W72.089m)を設定、第5トレンチ(KJ～LC-77)を設定、表土剥離。

11月26日（土） 曇一時小雨

第2トレンチ：北壁セクション注記、造り方貫板設定。 第5トレンチ：掘り込み、遺構検出。掘立柱建物跡とそれに切られた竪穴住居址を検出。午後現地説明会、指導委員伊東博士の解説他を行なう。

11月28日（月） 晴

第2トレンチ：造り方水糸設定、実測開始。 第5トレンチ：KP-75～80区、KQ-78区を設定し掘り込み、遺構検出作業、KN～KR-75～79区より袋状ピット、竪穴住居址、掘立柱穴群を検出。精査、結果袋状ピット、竪穴住居址は掘立柱穴群に切られていることが判明。

11月29日（火） 晴

第2トレンチ：遺構実測。第5トレンチ：全面精査、柱穴の切り合い確認。トレンチ内からは北辺を画すると考えられる大溝は検出されず、またKS～LC-77区からは該当期の遺構は検出されなかった。

11月30日（水） 晴

第2トレンチ：遺構実測、第5トレンチ：精査、写真撮影、遣方設定、実測開始。

12月1日、2日（木・金） 晴

第2、第5トレンチ遺構実測、写真撮影、現場撤収。

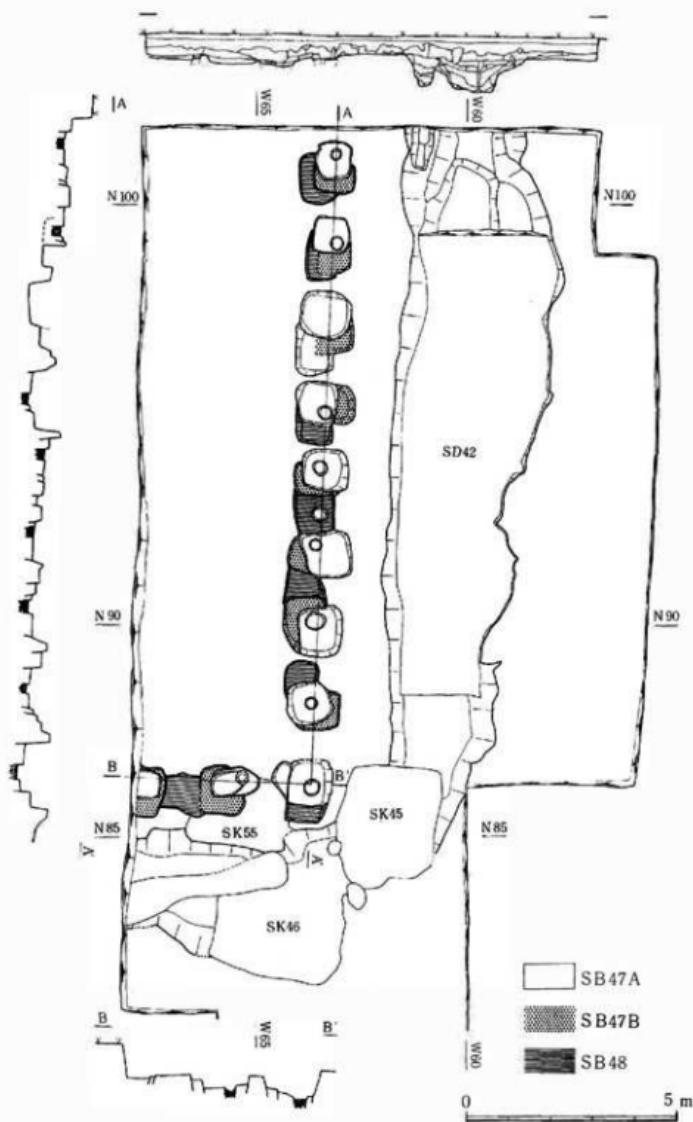
第2章 発見遺構

第1節 建物跡

(1) RB47A・B、48建物跡

SB47A建物跡は第2トレンチ北半部で検出された掘立柱建物跡で南北8間以上、東西2間以上の南北棟である。建物跡の北側、西側柱列は調査区外で全体の規模は不明である。地山ローム面の上層(L-3)で検出された。柱間寸法は桁行東側柱列で南より1.98+1.93+1.81+1.83+1.31+4.02(柱痕跡が1つ不明でとび)+2.12mとかなりの不等間隔である。南側柱列は東1間で1.69mを計る。

建物の方向は東側柱列で測定すると、発掘基準線に対し、北で2.5°東に偏している。柱穴は平均1m×1mの方形ではほぼ垂直に掘られている。柱穴埋土はロームブロックを含む暗褐色土、黒褐色土である。柱穴の深さは東1南7の柱穴で90cm程度である。殆どの柱穴で柱痕跡を検出し、円形で径25cm～30cmを計る。柱穴埋め土中よりクロロ土師器小片が数点出土している。



第3図 SB47A・B, 48建物跡

S B 47B 建物跡は前述の S B 47A 建物跡と同位置に同規模で検出された南北棟の掘立柱建物跡である。南北 8 間以上、東西 2 間以上で北側・西側は調査区外である。検出された全ての柱穴が各々半分以上を S B 47A 建物跡によって切られていることから、柱痕跡は 1 つも検出されなかつた。しかし、柱間寸法、建物の方向、柱位置などもほぼ S B 47A 建物跡と同一とみて大過ないだろう。柱穴も平均 $1\text{m} \times 1\text{m}$ の方形で S B 47A 建物跡を踏襲している。柱穴の深さは東 1 南 8 では約 50cm を計る。埋め土は暗褐色土、黒褐色土中に大きめのロームブロックを多量に混入したものであり、互層は認められない。

S B 48 建物跡は前述の S B 47A・B 建物跡と同位置に検出された南北棟の掘立柱建物跡である。南北 7 間以上、東西 1 間以上で建物跡の北側・西側は調査区外である。検出された全ての柱穴は S B 47A・B 建物跡に切られ、柱痕跡が検出されたのは東 1 南 4 だけだが、建物の方向は S B 47A・B 建物跡とは同一方向であり、柱間寸法は桁行で約 7 尺、梁間で約 10 尺と考えられる。掘方は $0.8\text{m} \times 1.2\text{m}$ 程の方形で、ほぼ垂直に掘っている。深さは東 1 南 7 で 0.6m を計る。埋め土は暗褐色土、黒褐色土でロームブロックを混入している。柱痕跡は東 1 南 4 で径 30cm 程である。

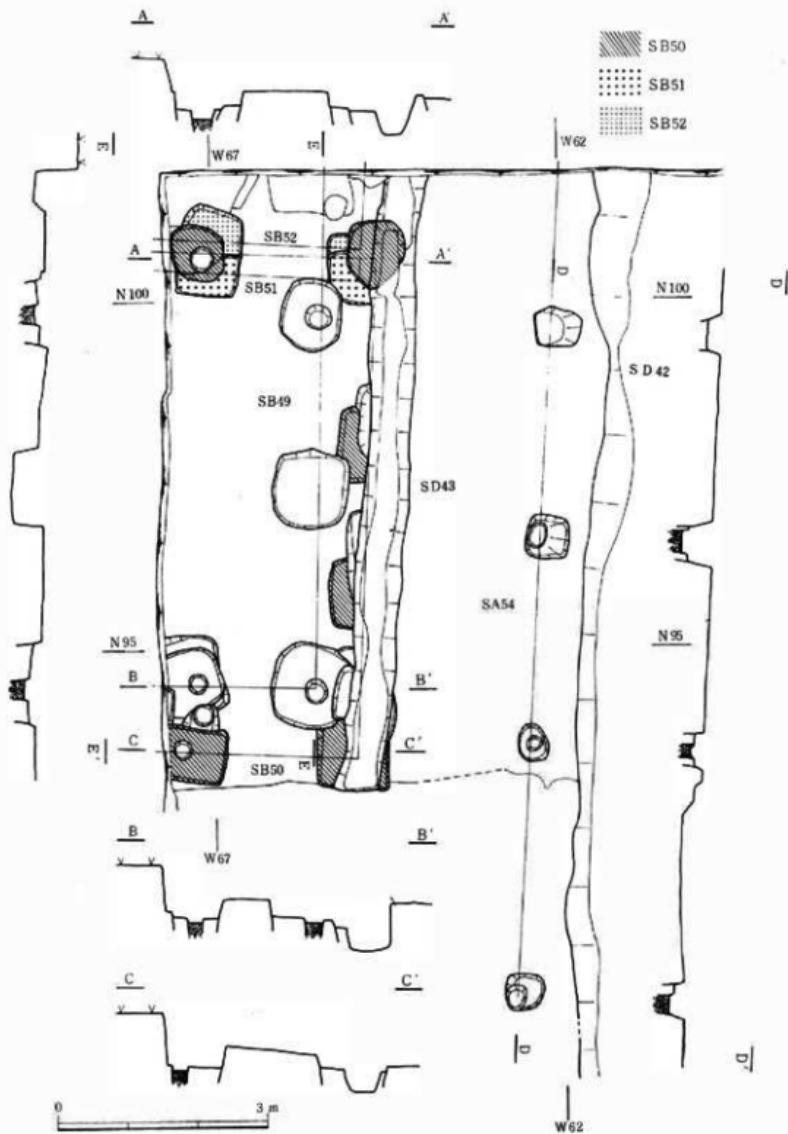
以上 3 棟の建物は全体の規模は不明であるが南柱列、東柱列、東南隅柱の検出によれば、ほぼ同位置に同一規模で 2 回の建て替えを行ったものと考えられる。すなわち S B 48 建物跡（桁行 7 間以上 7 尺 × 梁間 1 間以上 10 尺）→S B 47B 建物跡（桁行 8 間以上 6 尺 × 梁間 2 間以上約 7 尺）→S B 47A 建物跡（桁行 8 間以上 4 尺～7 尺 × 梁間 2 間以上 6 尺～10 尺）の変遷がうかがえる。これらの 3 棟は SI 44 住居址を切っている。また、これらの建物の東側から南側には L 字状に屈曲してめぐる S D 42 大溝が検出されている。

(2) S B 49・50・51・52 建物跡

S B 49 建物跡は S B 47A・B、48 建物跡の内側に検出された掘立柱建物跡で東南部分柱穴 4 つを検出した。北側・西側は調査区外で全体の規模は不明である。地山ローム面の上層（L-3）で検出された。南北棟か東南棟かは不明であるが、東側柱列の柱間寸法は 2 間で 5.40m (18 尺) を計り、1 間 9 尺と考えられる。南側柱列は 1 間で 1.70m (約 6 尺) を計る。柱痕跡は東 1 南 2 を除く 3 つの柱穴で検出され、円形で径約 30cm である。

建物の方向は南側柱列線で測定すると、発掘基準線に対し北で 1.5° 東に偏している。掘方は平均 $1\text{m} \times 1\text{m}$ の方形ではほぼ垂直に掘られている。東 1 南 2 柱穴の観察によれば掘方埋土は暗褐色土、黒褐色土でロームブロックの多い層と少ない層が厚さ 10cm 程の大きい互層を成している。柱穴の深さは 40cm 程である。埋め土よりロームブロック片数点が出土している。この建物跡は S B 50・51 建物跡を切っている。

S B 50 建物跡は S B 49 建物跡と同じく第 2 トレンチ北西部、S B 47A・B、48 建物跡の内側に検出された掘立柱建物跡で、東柱穴列と東 2 までの柱穴を検出した。建物の西側は調査区外で全体の規模は不明であり、南北 3 間 × 東西 1 間以上の建物跡である。東柱列は S D 43 小溝によって切られている為、柱痕跡が検出されず、柱間寸法は正確に算出できないが、柱穴からほぼ 2.4m (8 尺) と考えられる。東西柱列は南北とも 1 間分だけの検出であるが、柱間寸法は同じく 2.4m (8 尺) と考えられる。建物の方向も不明であるが、東柱列は北で若干東に偏している。掘方



第4図 SB49-50-51-52建物跡, SA54柱列

は平均1m×1m内外の方形で、深さは東1南2の30cmから浅いものでは東1南3の10cmのものまであり、上部がかなりの削平を受けているものと考えられる。埋め土は暗褐色土でロームブロックを含む。柱痕跡は南1東2と北1東2で検出され、径25~35cmの円形である。この建物跡はSD 43小溝とSB 49建物跡に切られ、SB 51・52建物跡を切っている。

SB 51・52建物跡は第2トレンチ北西隅に検出された掘立柱建物跡で、東南部コーナーの柱穴2つを検出したのみであり、SB 51・52建物跡はほぼ同位置に切り合って検出された為、両者あわせて記述していく。建物の全体の規模、方向などは不明であり、東西に並ぶ2柱穴間の柱間寸法も柱痕跡が切り合いの為、検出できず正確な数値は算出できない。柱穴の規模は0.7~0.9mの方形で深さは東側の柱穴で60cm程度である。埋め土は暗褐色土でロームブロックを混入している。SB 51建物跡はSB 52建物跡を切っており、両建物跡はSB 49・50建物跡、SD 43小溝によって切られている。SB 52建物跡柱穴よりロクロ土師器片が数点出土している。

第5トレンチでは計30個掘立柱の掘方跡が検出されておりKR-76~KR-79区で2棟の建物が切り合って検出され、切り合った部分では3時期の掘方の切合が見られ、一番古い時期と新しい時期のものが建物としてまとまっている。

(3) SB 56

KR-76~79に発見された掘立柱建物で、南面及び北面では古い掘り方を切っている。南面の柱穴列のうち2つには柱痕があり、心、心間の距離は3.06mであり、掘り方の並びとはややずれるが30cm1尺とした場合は10尺となり、10尺2間ではほぼ掘り方内におさまる。西側柱穴列と中柱穴列の南北掘方の中心間をとった場合4.7m~4.8mとなりほぼ16尺となる。したがってこの建物跡は東西2間(柱間10尺)、南北2間(柱間8尺)の建物と考えることができる。

また南西隅の掘方の西にこの建物と同じ切り合の時期の掘方があり、中心間で2.3m~2.4mあり、西面に8尺の角がつくかも知れない。この掘方内から第2類の土師器杯が検出されている。

(4) SB 57

KR-76~79区で検出された建物跡で、SB 56に切られており、東西3間を数えることができる。東西端の掘り方の中心間の距離は6.6m、内側間の距離は5.6mであり、7尺等間の3間と考えた場合各掘方内にうまくおさまる。南北柱間も掘り方中心間で2m~2.2mでは7尺と考えられるので、東西棟の1間×3間の7尺等間の建物と考えられる。

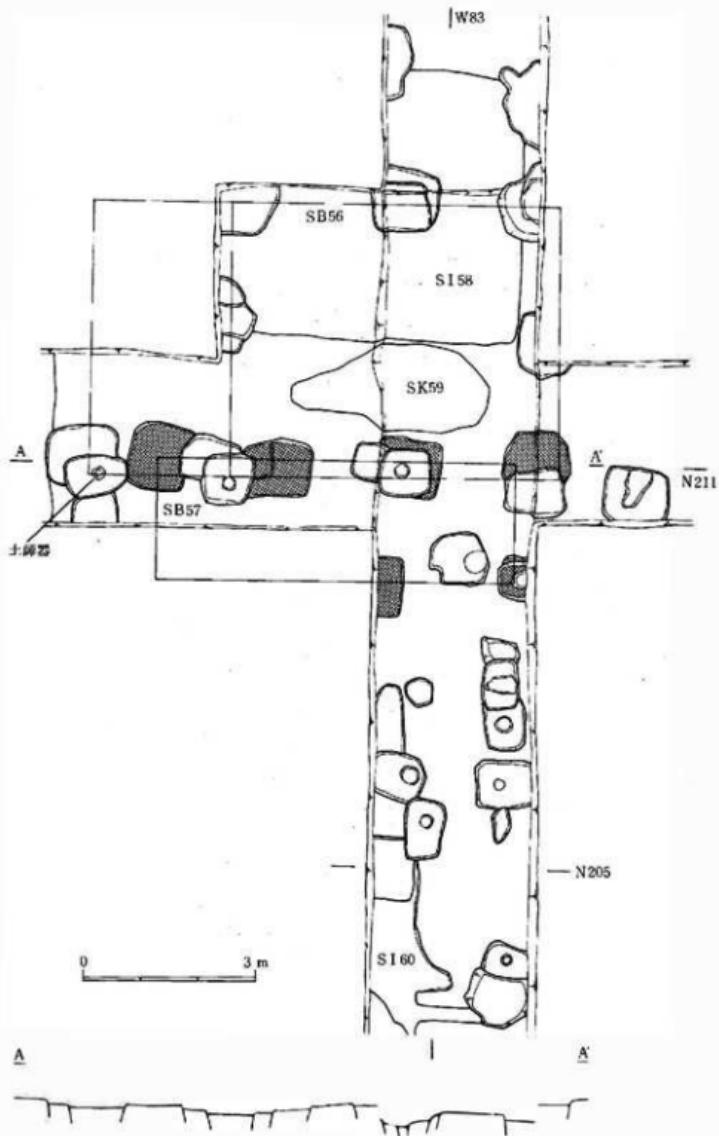
その他第5トレンチ内ではこれら掘立柱穴に切られた竪穴住居址SI 58・60、ピットSK 59が検出されたが建物群よりは古い時期のもので掘り込みは行なわなかった。

第2節 溝 跡

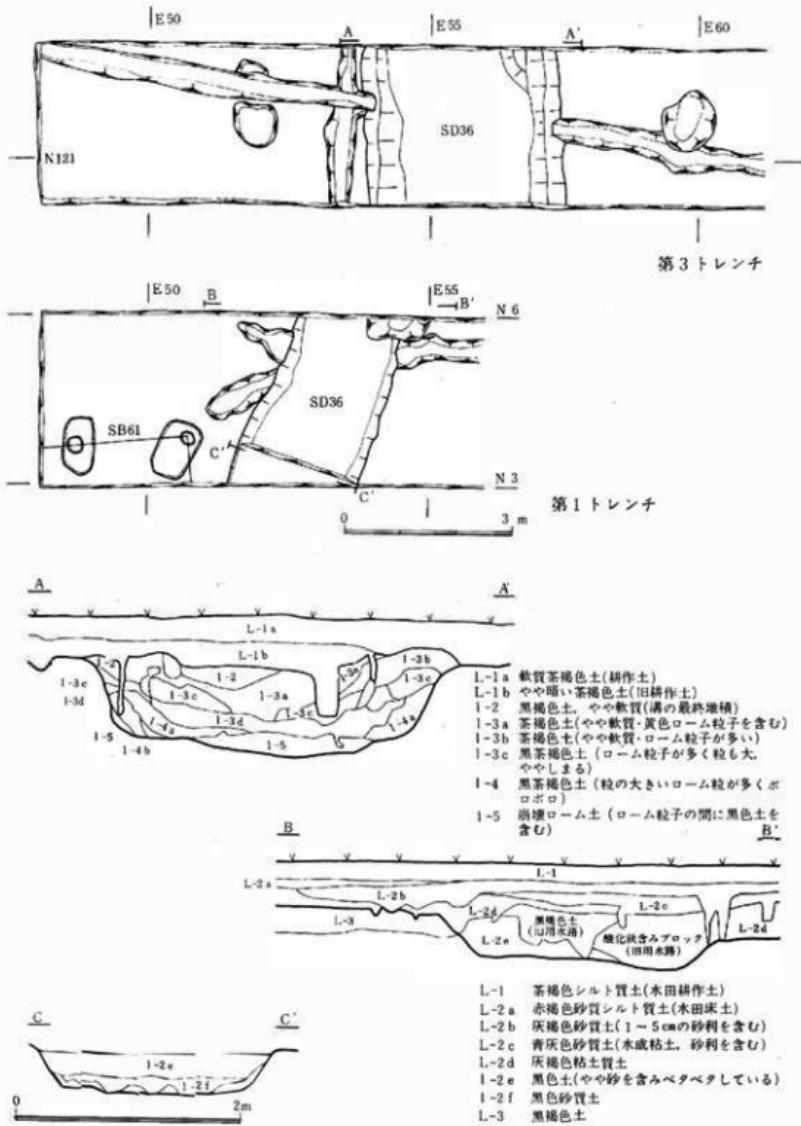
(1) SD 36溝

昨年GP-33・34区より検出された遺跡の東辺を画すると考えられるSD 36大溝の延長と考えられる溝跡が台地直下の水田の部分IB-32区より検出され、その溝の延長と考えられる溝跡が台地の東辺部KA-31・32区より検出された。

第1トレンチは現地形では台地の南端が水田に移る部分に当り、IB-32区より検出された溝は表土下45cmの黒褐色土(第4層)に掘り込まれており、上幅2.25m、下幅1.75m、深さ41cmの



第5図 SB56・57建物跡(第2トレンチ)



第6図 SD36大溝跡平面及びセクション図

逆台形を呈しており、中軸線は真北より東へ18°傾いている。溝跡中の堆積は自然堆積によると考えられる状態を示していた。この溝跡の一部は新しい時期の水路跡によって切られており、さらにこの部分が水田となる以前には溝跡付近まで台地が張り出しており、それを削って水田としたので、その時に溝の上部も削平を受けたものらしい。また、この溝跡の西側からは掘立柱建物の柱穴跡が検出されているが、溝跡の東側からは若干の土器片を検出したのみで遺構は全く検出されなかった。

第3トレンチは台地の東辺近くに東西に設定したトレンチで、遺跡の東辺を画すると考えられる大溝はトレンチの西半部K A-31・32より検出された。この大溝をほぼ東西に走る新しい時期の小溝が切っており、トレンチ東半部のK A-27・28区でこの小溝を南北に走る溝、落ち込みが切っているが、これらの中からは新しい時期の陶器、ガラス片が検出されている。大溝は上幅3.2m、下幅2.4m、深さ90cmの断面逆台形を呈する溝で中軸線は真北より2.3°西に偏している。堆積は中間に地山の崩壊土を含むレンズ状堆積で自然堆積と考えられ、その上半部からは、土師器、須恵器、瓦の破片が検出されている。また溝跡の堆積土中には水の流れていった痕跡は観察されなかった。

(2) S D 42 大溝跡

S B 47~52の建物群をとり囲むようにL字状に屈曲して検出された。L字状内側上端線は直線的に検出されたが、外側上端線は東側で4つの浅い擂鉢状ピット(1.7m×2.3m~1.6m×1.6m)に切られていることもあります。凹凸が激しい。上端幅は1.6m~3.7m、深さは地山から0.4m~1.0mを計り、断面はゆるいU字形をなす。屈曲部でS K 45・46・55(方形土壙)に切られている。埋め土は暗褐色であり、手持ちヘラ削り、回転糸切りの土師器杯や高台付杯、須恵系土器が含まれている。この溝はS B 47A・B、48建物跡の柱列と方向が一致するので同時に存在した可能性があり、建物の周囲を区画する遺構とも考えられる。

(3) S D 43 小溝跡

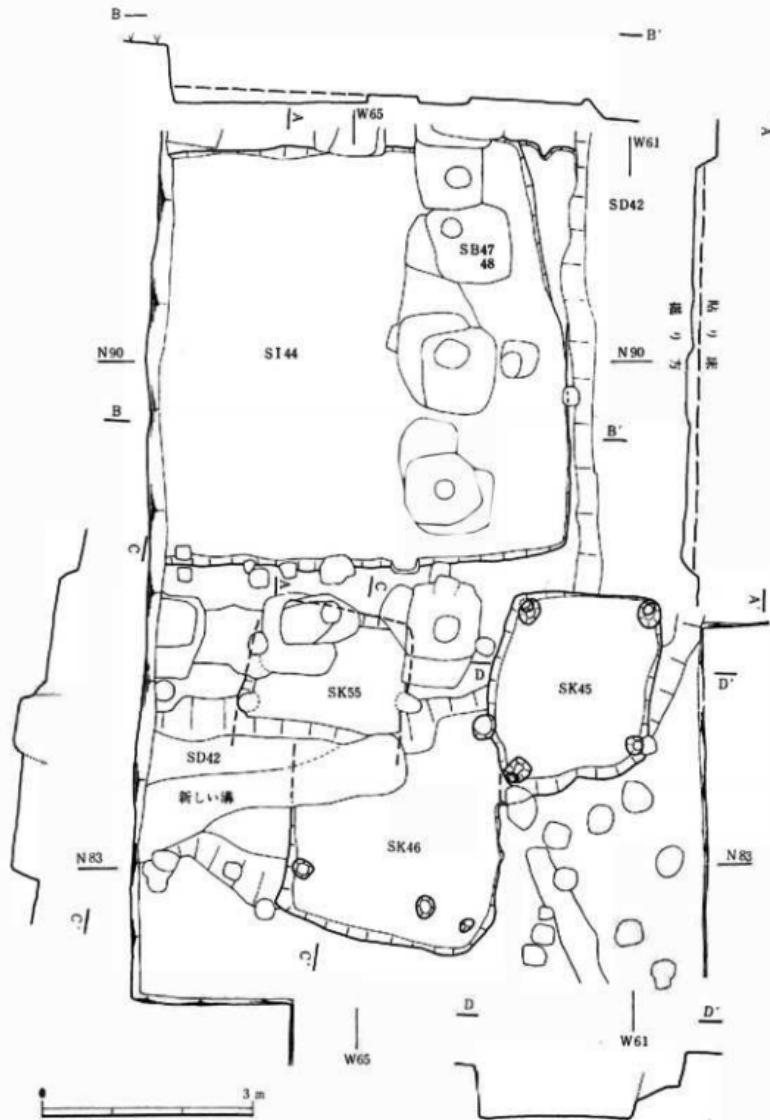
J L~J N-71では南北に検出された小溝であり、長さ約8.5m、上幅約0.6m、下幅約0.3mで断面U字形をなし、深さは0.7m前後である。この溝はS B 50・51・52建物跡を切っている。埋め土中には回転ヘラ削り(全て切り離しは不明)、手持ちヘラ削り再調整の土師器片、平瓦片(第7類)が含まれている。

第3節 積穴住居址、土壙、構跡

(1) S I 44 積穴住居址

第2トレンチのはば中央部J J・J K-71・72で検出された積穴住居址で、西辺はわずかに調査区外で全体を明らかにできなかった。東西長5.80mまで計りうるが、全長は不明であり、南北長は6.0mを計る方形プランを有する。東辺北半部はわずかにSD 42大溝によって切られている。住居の南北中軸線は発掘基準線には一致している。

覆土はロームの小ブロックや焼土を含む暗褐色土で、中央部北寄りの部分で、床面よりやや上層から、焼土の広がりが検出されたが、カマドは検出されなかった。壁は上部がかなりの削平をうけ、遺存状態が悪く10~15cm程の高さであった。床面はロームが多量に混入した黒褐色土を叩



第7図 SI44住居跡、SK45-46-55土壤

きしめた貼り床で厚さは平均2cmである。周溝は検出されなかった。床面上よりいくつかの小ピットは検出されたが柱穴らしきピットは検出されなかった。カマドも前述の如く、検出されなかつたが、焼土の散布状況などからみて、北辺中央部に構築され、煙道などの施設はSD43小溝によって切られているものと考えられる。床面上より遺物は殆んど出土しなかつたが、床面直上層より栗圓式の土師器杯片が出土している。他にもロクロ使用以前の土師器杯片、甕片が何点か出土している。

このSI44竪穴住居址はSB47A・B、48、50建物跡、SD42大溝・43小溝、SA54櫛跡の重複する全ての遺構に切られている。

(2) SK45・46・53・55土壤

SK45土壤は第2トレーナー中央部のSD42大溝の屈曲部にこの大溝を切って検出された方形の土壤である。東西長2.80m、壁はほぼ垂直に掘られており、四隅に平均径30cm程の柱穴が検出され、径10~15cmの柱痕跡と考えられるピットが検出された。土壤内埋土はロームがわずかに混入している暗褐色土でSD42大溝の埋土と類似している。床面はロームの平坦面で、施設された床面は検出されなかつた。SD42大溝、SK46土壤を切っている。埋め土中より底部に回転ヘラ調整のある土師器杯片などのロクロ土師器片が若干出土している。

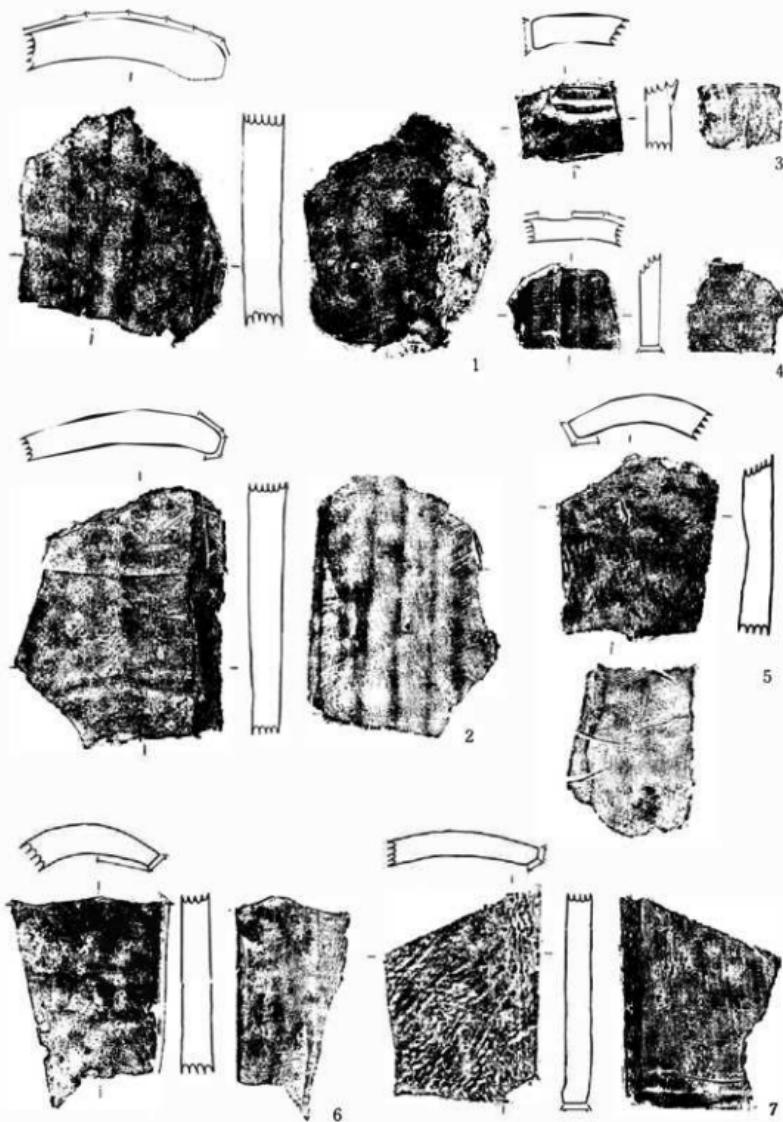
SK46土壤はSK45土壤の南西に隣接し、同じくSD42大溝を切って検出された方形の土壤で、SK45土壤と類似した形態である。東西長は3.0m、南北長は北辺が不明なので正確に算出できないが、約3.0m~3.5mで、深さは約45cmである。壁はほぼ垂直に掘られており、床面にはピットが4つ検出されたが柱穴らしきピットは検出されなかつた。床面はロームの平坦な面で貼床その他の施設された床はなかつた。土壤内埋土はロームがわずかに混入している暗褐色土でSD42大溝、SK45土壤の埋土と類似している。SD42大溝を切り、SK45土壤に切られている。埋め土中より回転ヘラ調整のあるロクロ土師器片、墨書名のある土師器片、須恵器甕片1点が出土している。

SK53土壤は第2トレーナーの南端のローム上層(L-2)で検出された土壤で、南半部は調査区外で全体の形状、規模は不明であるが、ほぼ長円形で深さは約70cmである。土壤内埋土は下層にロームブロック混入の暗褐色土で、上層は暗褐色土、黒褐色土の混合層である。壁はゆるやかに立ちあがっており、底面も平坦ではなく浅い窪みになっている。

SK55土壤は第2トレーナーの中央部、SB47A・B、48建物跡、SD42大溝、SK46土壤と重複して検出された方形と考えられる土壤である。他の遺構との重複のため、全体の形状、規模は不明であるが、東西辺と北辺の一部と床面を検出し、東西長2.30m、深さ25cmを計測しうるのみである。床面はSK45・46土壤と同様の平坦なローム面である。

(3) SA54櫛跡

SA54櫛跡はSB47A・B、48建物跡の東柱列とSD42大溝との間に沿って検出された南北4間以上の柱穴列である。南1柱穴はSI44竪穴住居址を切っている。南には延びないが、北に延びる可能性がある。柱間寸法は南から $3.60+3.00+3.00=9.60\text{m}$ で南の1間は12尺と広いが次の2間は各々10尺ずつである。柱列の方向は発掘基準線に対し北で東に3.5°偏している。掘方は1



第8図 1・2 SD 36(KP-32)出土, 3~7 第5トレンチ出土
1・2・4・7 平瓦, 3 軒平瓦, 5・6 九瓦 (縮尺1/4)

辺50cm～60cmの方形で、埋土は暗褐色土、黒褐色土混合層である。柱痕跡は西4を除く3つの柱穴で検出したが、南1・3は径30cm弱の円形であり、南2は径20cmとやや小さい。南2は掘方も長円形で他のものに比べてやや小規模である。

第3章 出土遺物

第1節 瓦

今回の調査で検出された瓦は少なく、総数で31点であり、SD36大溝(KA-32区)から2点、SD34構上面より1点、第2トレンチから3点、第5トレンチより25点検出されている。

(1) 軒平瓦(第8図3)

第5トレンチ第1層より破片1点が検出されている。瓦当面は欠損しているが額の部分にナデの上から2本の沈線が描かれており、重弧文軒平瓦第2類(ヘラ描重弧文軒平瓦)の破片と考えられる。

(2) 丸瓦

丸瓦は10点検出され、1点は小破片であるが有段のものを含んでいる。丸瓦第1類(第8図5・6)は凸面はロクロナデに一部削りを加え、凹面には布目が見られる。第2類は凸面に縄目のタキが施され、凹面には布目が見られるものである。第1類は第2トレンチより2点、第5トレンチより5点、第2類は第5トレンチより2点検出されている。

(3) 平瓦

平瓦は全部で14点検出されている。

第1類(第8図2)、凸面にロクロナデが施され、凹面に布、模骨痕の見られるものでSD36より1点、第5トレンチより2点検出されている。

第2類(第8図1)凸面に縄の範削りが加えられ、凹面にロクロナデが見られるもので、SD36より1点検出されている。焼け瓦である。

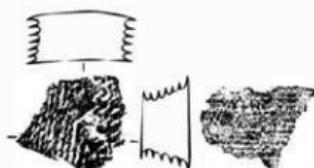
第3類、凸面に不定方向ナデ又は縦方向の削りが加えられ凹面には布目が見られるもので第5トレンチより2点検出されている。

第5類(第8図7)凸面に縄目のタキがあり、凹面には布目が見られるもので第2トレンチより1点、第5トレンチより4点検出されている。

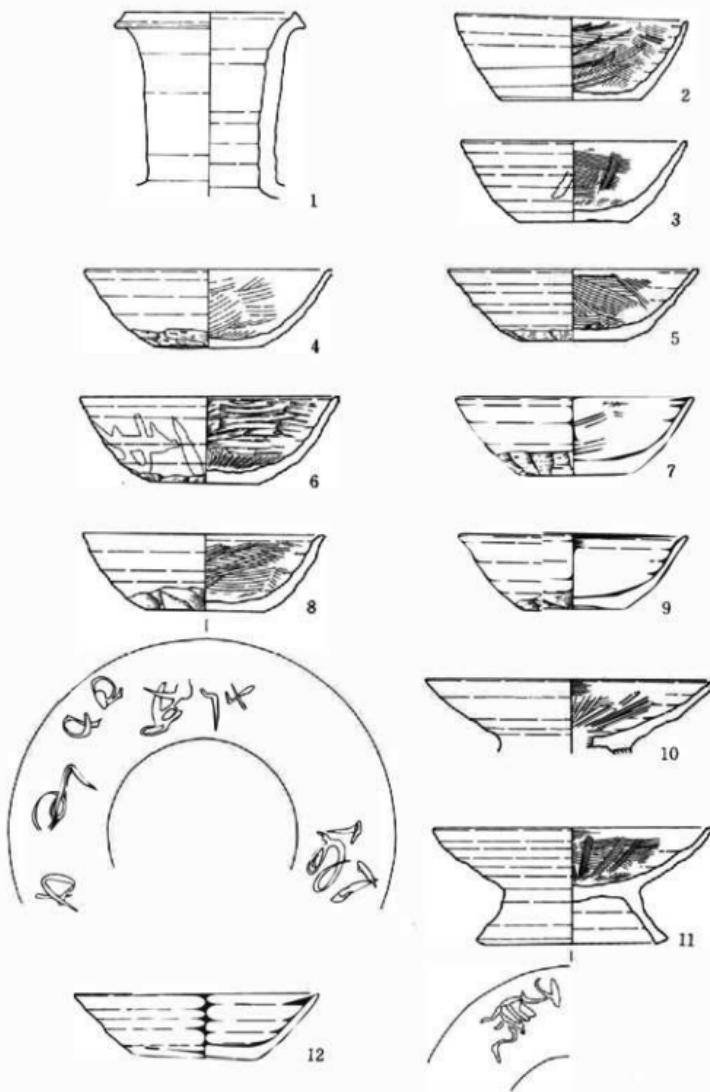
第6類、両面が削られているもので、第5トレンチより2点検出されている。

第7類、凸面に格子目タキ痕があり、凹面には布目が見られるもので、第2トレンチより1点検出されている。

第8類(第9図)今回新たに検出されたもので、かなりの厚さを有し凸面は主に縦方向の縄目タキ痕で、凹面には糸切り痕が見られる。第5トレンチより3点検出されている。



第9図 平瓦第8類(縮尺5倍)



第10図 1・2 S D36出土 3~12 S D42出土
1 須恵器 2~11 土師器 12 須恵系土器 (縮尺3分)

その他に薄手で凸面は布目、模骨痕の上に縱方向の削りが加えられ、凹面にはロクロナデが見られる2類に類似したもの（第8図4）が1点第5トレンチより検出されている。焼け瓦である。

第2節 土 器

土器は各遺構ごとに比較的まとまった量があるので遺構ごとに記述したい。

(1) S D 36 (第10図1・2)

第1トレンチの部分では土師器、須恵器の小片を若干得たのみであった。第3トレンチではモー1・2より土師器杯、杯破片、高台付杯、甕の破片、須恵器長頸壺の頸部、甕の破片が検出されている。

土師器杯（第10図2）及び破片は体下部から底部全てに回転範削りを有するロクロ調整杯で、内面は磨き、内黒となっている（第1類）。

須恵器で実測できたものは長頸壺頸部のみで、ほぼ円筒形を呈し、口縁部近くでゆるやかに外反し、両端が「T」字形に突出する口唇を有しており、外面全体の約、内面の頸より上に自然釉がかかっている。

(2) S I 41

体部は横ナデが施され、体部と底部の間に段を有し、底部は範削りが施された丸底の内黒杯の小破片、頸部に段を有する甕の破片が検出されている。

(3) S D 42 (第10図3~12)

J M~J O-70区にあたる部分のモー1・2から土師器杯、高台付杯、所謂須恵系土器及びこれらの破片、須恵器甕破片、杯破片若干が検出されている。

杯は全てロクロ調整の内黒で、第1類（第10図3）、第2類、体下部から底面全面に手持ち範削りを施したもの（第10図4~8）、第3類、回転糸切りで切離し後、体下部、底面周辺部に手持ち範削りを施したもの（第10図9）、第4類、回転糸切りで切り離し、再調整を施さないものが検出されている。底部破片では第1類8点、第2類14点、第3・4類が15点が個体として判別できた。この溝の埋没した時期の土師器は2・3・4類が主体となっていたものと考えられる。

高台付杯は実測できたものは2点あり、比較的浅く、直線的に開いた杯部と、外に向って開く底径の大きく高い脚を有している。

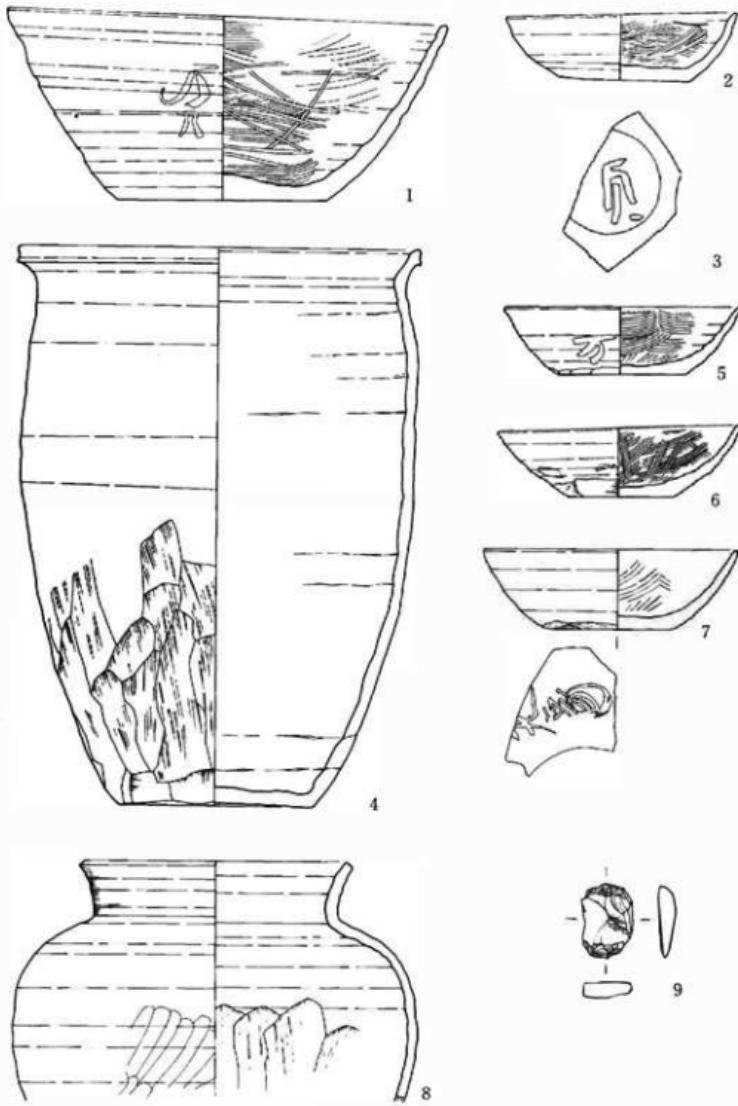
杯、高台付杯中には墨書銘のあるもの（第10図3・6・8・11）があり高台付杯には「万呂所」と読めるものがある（第10図11）。

また杯で、内外両面とも削り、磨きの調整がない回転糸切り離しのオレンジ~褐色を呈する土器（第10図12）が検出されている。所謂須恵系土器といわれているものであり、底部破片では19個体を判別した。

(4) S D 43 (第11図1~4)

土師器は大形の鉢、杯、甕、及び破片、須恵器の甕、甕の破片が検出されている。

土師器鉢（第11図1）、杯（第11図2）は技法的には第1類に属しており、鉢の場合は回転範削りが体部中位まで及んでいる。底部破片は40個体分が検出され、第1類が30個体、第2類が10個体判別できた。第1類の底面に「瓦」の墨書のあるものがある（第11図3）。



第11図 1～4 S D43出土 5 K P79 区柱穴掘方出土
 6～8 J L-69-70区出土 9 第1トレチン出土
 1～7 土師器 8 須恵器 9 エンド・スクレー
 パー (縮尺3分)

土師器甕（第11図4）は大形のもので、最大径は体部中位にあり、頸は「く」形に外反し「T」形に突出する口唇部を有する。成形は巻き上げにより、外面及び内面頸部以上はロクロ調整が施され、体下半部は縱方向の範削りが加えられている。

（5）第5トレンチ建物（第11図5）

KP79区の掘立柱穴掘方の一一番新しい時期のもの（SB56）から土師器杯第2類が検出されており、「万」の墨書がある。第5トレンチL-1, L-2からは土師器、須恵器片が検出され、土師器杯では第1, 2, 4類が検出されている。

第2トレンチL-1, 2中から多くの土師器、須恵器、所謂須恵系土器の破片、第2トレンチ南半部のL-1中からは陶器片が検出されている。この土器中には実測可能な須恵器壺（第11図8）と墨書き土師器杯の破片（第11図7）が検出されている。墨書き土師器は杯第2類で「天（？）家」と判読することができる。須恵器壺は短頸壺で全体に暗い赤褐色を呈し、体部内外面とも範削りが加えられている。

第3章 その他の

第1トレンチL-2から縄文式土器の小片とフレーク、スクレーパー（第11図9）が出土している。スクレーパーは頁岩製で縦4.0cm、横2.8cm、厚さ9mmあり、フレークの上下両辺にスクレーパーエッジが作り出されており、ダブルエンドスクレーパーとなっている。

第4章 考 察

第1節 遺構

今年度の調査で検出された遺構は掘立柱の建物跡10棟、竪穴住居址1棟、大構跡2条、小溝跡1条、土壙3基、柵列跡1、および不整円形ピット、多数の小柱穴（？）などであった。これら遺構の大部分は遺跡中央部北半の台地上に設定した第2トレンチより検出かれている。この部分は当初より遺跡中枢部の最有力候補地であった。遺跡の東辺部に設定された第1, 3トレンチからは昭和50, 51年度の調査（註1）で検出された東辺溝の一部の延長が検出され、東辺のおおよそが明らかとなつた。北辺については、すでに明らかになった南辺溝（註2）より3町を計る地点に第5トレンチを設定し調査を行なつたが、遺跡の範囲を区画する遺構は検出されず、掘立柱建物跡が2棟以上検出されたことにより南北長は3町以上になることが明らかとなってきた。

（1）建築遺構

今回検出した建築遺構に全て掘立柱建物跡で、SB47A・B, 48, 49, 50, 51, 52, 56, 57の10棟を数え、その他にも掘立柱穴が検出されているが、礎石を有する建物跡は検出されなかつた。今回の調査区は遺跡北半部であったが、今回検出された建物跡は遺跡南半部で検出された柱の所謂倉庫風建物跡ではなく、SB47A・B, 48, 49, 50, 56, 57は建物内部の柱通りに柱を持たない、切妻形屋根を持つと考えられる所謂官衙風建物である。これら官衙風建物群は、東西2町半より削り出した遺跡の南北中軸線のやや東の遺跡北半部の台地上の平坦部に位置しており、

遺跡の中権部がこの附近にある可能性が極めて強くなったといえる。

S B 47A 建物跡は梁間2間以上、桁行8間以上の南北棟の掘立柱建物跡である。柱間寸法は梁間で東1間1.69m(約6尺)を計るが、6尺等間ではない。桁行でも広い部分で2.12m(7尺)、狭い部分では1.31m(約4尺)とかなり不揃いで、等間隔ではない。S B 47BもS B 47Aとほぼ同位置に柱穴が検出されていることから、建物全体の規模も同一と考えられ、S B 47Bから47Aへの建て替えである。さらにこれら2棟と柱筋を揃えて検出されたS B 48は梁間1間以上、桁行7間以上の同じ南北棟の建物で、柱間寸法は梁間で約3m(約10尺)、桁行で約2.1m(約7尺)等間と考えられ、梁間、桁行の柱筋がS B 47A・Bと一致していることから、全体の規模は同一と考えられS B 48から47A・Bへの建て替えがうかがえる。

これら3棟の建物は時期を異にし同位置に同規模で存在し、3期に亘る建替えが行なわれ、1期(S B 48)と2・3期(S B 47A・B)とでは梁間・桁行とも柱間寸法が異ってきている。すなわち、

1期 梁間1間(約10尺)以上×桁行7間(約7尺)以上

2・3期 梁間2間(6・8尺不等)以上×桁行8間(4~7尺不等)以上

である。建物全体の規模を明らかにするには至らなかったが、梁、桁の間数と柱間寸法の違いからみてこれら3棟の全体規模はほぼ同一であると考えられる。また、これらの建物跡の周囲には溝がめぐっており、積極的根拠は欠くものの、同時に存在していたものと考えてよいであろう。

さて、今回検出された桁行7間以上に及ぶ官衙風建物はこれまでの調査では閑和久遺跡では発見されておらず、今回の遺跡北半部の調査によって初めて検出された。これまでの調査によって検出された官衙風建物は遺跡南側の倉庫列と並行して南大溝との間に配置されていた。その規模は次のとおりである。

5間(10尺)×2間(10尺) 5棟

5間(10尺)×1間(6尺) 1棟

5間×2間、柱間10尺の建物はこの他にさらに2棟加えられそうで、合計7棟と見られる。さらに倉庫群の列上に同規模、同位置で建て替えられているS B 24A・Bも5間×2間・柱間10尺の掘立柱建物跡であるが、この2棟は官衙風建物としながらも、倉庫列上にあることから倉庫の可能性も示唆している。(註1、2)以上のごとくこれまで閑和久遺跡で検出された官衙風建物は10棟のうち9棟までが5間×2間、柱間10尺であり、しかも遺跡南半部の低地からのみ検出されている点などから、これまでのものと今回のものとは異った性格を持った官衙風建物といえよう。

このような桁行が7間以上に及ぶ掘立柱建物は、筑後国御原郡家跡と推定される福岡県三井郡小郡遺跡(註3)、美作国久米郡家跡と推定される岡山県久米郡宮尾遺跡(註4)、鳥取県倉吉市伯耆国庁跡(註5)、常陸国新治郡家跡と推定される茨城県真壁郡古都遺跡(註6)などから検出されている。さらに宮尾遺跡においてはこの長い建物群をとり囲む上幅1.7m~3m、深さ20cm~70cmの溝が検出されており、今回検出されたS D 42大溝もS B 47、48に沿って「L」形に屈曲していることから、溝跡の項で述べるように建物群をとり囲む同様の溝の可能性が強い。

桁行7間以上の建物の性格については「上野国交替實錄帳」(註7)により推定することができる。これは長元3・4年の文献であるが、この中に新田郡の記載条項に、

正倉

……略……

都廬

東 壱字 西長屋壹字 南長屋壹字 壱字 公文屋壹字 廚 壱字

とあり、都廬には東西南北各々に1棟づつ長屋と称する建物があったことがわかる。建物の規模についての記載はないので速断できないが、関和久遺跡が白河郡家跡とすれば今回検出されたSB 47, 48建物はこの記事にみえる長屋に相当する建物とみることも可能であろう。

SB 49, 50, 51, 52についてはいずれも建物跡のごく一部を検出したのみで、規模、性格等は不明であるが、SB 49, 50は明らかに建物内部の柱通りに柱穴がないことから、これらも官衙風建物群のうちの1棟であったろうと考えられる。SB 51, 52については柱穴各々2つづつ検出したのみである。以上4棟の建物についてはSB 52→51→50→49の変遷が切り合い関係より知り得る。さらに4棟ともSD 43溝に切られておりSD 43溝からは再調整のある土師器杯が出土しており、これら建物群の時期は9世紀又はそれ以前と考えられる。

SB 47, 48とSB 49~52の建物群は直接の切り合いはないが、SB 49~52はSD 43溝に切られしており、SD 43は出土遺物からみてSD 42大溝より遡るものであり、SD 42はSD 47, 48に伴う大溝と考えれば次のような変遷が考えられる。

SB 52→51→50→49→SD 43→SD 42→SB 48→47B→47A

以上のごとく検出した建物の棟数分の7期の変遷が明らかであるが、これ以上の変遷のあった可能性も考えられる。

第5トレンチでは掘立柱穴跡は多数検出されたが建物跡としてまとまったのはSB 56, 57の2棟である。SB 56建物がSB 57建物を切っており、これらが竪穴住居址を切っている。SB 56は東西2間(10尺)×南北2間(8尺)の建物で西面に廂(8尺)を有している。SB 57は東西棟の3間×1間(7尺等間)の建物で性格は不明であるが、遺跡中軸線上の遺跡北辺近くにある官衙風建物群の一部であり、今後性格の検討が必要である。

今回検出された3棟の長屋風建物については、他の重複した官衙風建物と合せ全体の規模を明らかにするには至らなかったので、建物の配置、建て替えの詳しい変遷については問題を将来に委ねることになったが、遺跡北半中央部の台地上には関和久遺跡=白河郡家跡の中軸部ともいえる官衙風建物群が存在していたことが明らかとなった。

(2) 小溝跡

SD 43小溝跡はJ L~J N-71より検出された直線的な溝跡で、幅は60cm~70cmで南端は深く、北に行く程浅くなりトレンチ内では8.8mにわたり検出されたが、北側ではほとんど痕跡的となっている。

この溝跡はSB 49, 50, 51, 52各建物跡、SI 44竪穴住居址を切っておりこれらの遺構より新しいものである。SB 47, 48建物とは切り合いは見られないが、建物の内側に溝が来ており同

時存在とは考えにくい。したがって S D 43 小溝跡はこれらとは独立したもので、遺物からは 9 世紀頃のものと考えられる。

(3) 大溝跡

本年度の調査では S D 36, 42 の 2 条の大溝跡が検出されている。

S D 36 は昨年検出された S D 36 (註 1) の延長上の I B 31~32 (第 1 トレンチ)、その北の延長上の台地の K A 31~33 (第 3 トレンチ) より検出されている。第 1 トレンチでは昨年の S D 36 同様真北よりやや東にふれ、上半部が削平を受け深さ 40cm と浅くなっている。第 3 トレンチではこの溝跡のはば真北の延長上に幅 3.2m、深さ 90cm の大溝が検出されほぼ真北に走っている。両トレンチとも溝の東側には関和久遺跡の時期の遺構は検出されず、また第 3 トレンチの大溝の堆積土中からは 9 世紀に位置付けられる土器師、瓦などが検出されその使用年代も関和久遺跡の年代と一致している。したがって、この大溝跡は一連のものであり、遺跡の東辺を限る大溝と考えることができる。

S D 36 に限られた東辺は遺跡南半部では真北よりやや東にふれているが、北半部ではほぼ真北に走っている。また第 3 トレンチの溝跡は南辺の大溝の中心より 302m に相当する部分にあたり、同時代の寸法で約 2 町 46 間であり東辺は南辺より長く 2 町以上であることが判明した。また第 1 トレンチと第 3 トレンチの大溝を結ぶ線を南に延長すると、南辺の延長線と南西コーナーより 270m ~ 275m 付近で交叉する。したがって都家跡の四至は、今年度調査の第 5 トレンチの建物群も含めると、東西約 2.5 町、南北 3 町以上の範囲におさまるものであろう。

S D 42 大溝は第 2 トレンチで S B 47・48 建物の東側と南側で建物を囲むように「L」形に検出されており、北半部で幅 3. m、深さ 80cm を計り、南北柱列の柱痕と溝西肩との間は 1.5m ~ 2m、東西柱列では 1.5m となっている。この大溝堆積土中からは 10 世紀から 11 世紀に位置付けられる土器師、所謂須恵系土器が検出されている。S D 47・48 建物の掘方埋土中からもロクロ土器片が検出されており、S D 42 大溝と S B 47・48 建物が同時に存在していた可能性は極めて強い。したがってこの溝を S B 47・48 建物に伴う溝と考えた場合雨落溝としては幅、深さとも大きすぎるのでむしろ建物の範囲を区画する溝と考えるべきであろう。

このような一辺の長い建物を囲む溝の例としては美作国久米郡家跡とされている岡山県久米郡久米町宮尾遺跡 (註 4)、鳥取県倉吉市伯耆国庁跡内部 (註 5)、秋田県仙北町払田櫛跡政府部 (註 8) などの例がある。払田櫛のものは、幅、深さとも 1m 以下で板塙跡と考えられるものである。伯耆国庁跡のものは建物跡から 4m 近く離れて 2 条の溝が囲んでおり、建物前方にはかなり空間がありそこに櫛が配置されている。宮尾遺跡の例は「コ」形に配置された細長い建物から 5m 前後の距離をおいて幅 2 ~ 4m で深さ 20cm ~ 70cm の溝が囲んでいる。一辺の長い建物とそれを含む地域を区画する溝の組合せは官衙遺跡では類例は割合見られるが、宮尾遺跡のものが本遺跡の例に近いようである。とすれば S D 42 溝は都家跡の中心部の建物の部分を区画する溝跡と考えられる。

註 1. 福島県教育委員会「関和久遺跡 IV」

福島県文化財調査報告書第 54 収 1976 年 3 月

福島県教育委員会「関和久遺跡Ⅴ」

福島県文化財調査報告書第57集 1977年3月

註2. 註1と同じ

福島県教育委員会「関和久遺跡Ⅲ」

福島県文化財調査報告書第49集 1975年3月

註3. 福岡県教育委員会「福岡県三井郡小郡遺跡発掘調査概報」1971年3月

註4. 岡山県教育委員会「宮尾遺跡」「中国縱貫自動車道建設に伴う発掘調査2」

岡山県埋蔵文化財発掘調査報告(4) 1973

註5. 倉吉市教育委員会「伯耆国序跡発掘調査概報(3・4次)」1975・76年

註6. 高井悌三郎「新治都歟」「常陸國新治郡上代遺跡の研究」1944年

註7. 竹内理三編「平安遺文」第9巻

註8. 秋田県教育委員会「払田棚跡第12次発掘調査現地説明会資料」1977年

第2節 遺 物

(1) 瓦

今回の調査で検出された瓦の量は極めて少なく、しかも出土し方にもかたよりが見られる。

遺跡の中心部にあたると考えられ、かなり長期にわたり建物があったと考えられる第2トレンチから出土したのは破片3点と極めて少ない。それに対し同じく建物跡の検出されたトレンチでも第5トレンチからは25点と比較的多く、平瓦でも第1, 3, 5, 6, 8類と各種類が見られる。文様瓦としては重弧文軒平瓦第2類が1点見られる。

今回調査された台地上の部分は比較的瓦の散布の少ない部分であったが、中央部でもやはり同様の結果であり、周辺部近くと考えられていた第5トレンチの部分から比較的多く検出されているのは、建物群の性格の相異によるものかも知れない。

(2) 土 器

瓦以外の遺物では土師器、須恵器、

土師器、須恵器系土器杯出土量表

所詮須恵器系土器、中世陶器、スクレーパーがあるが、量的には土師器が一番多い。

土師器は杯、高台付杯、甕などがあり、杯は調整にロクロを用いない丸底のものと、ロクロを用いた平底のものがある。

	第1類	第2類	第3類	第4類	須恵系
S D 36	14 (1)				
S D 42	9 (1)	19 (5)	3 (1)	12	20 (1)
S D 43	31 (1)	10			

() 内は完形品を表す。

丸底杯は体部と底部の間の内外面に段を有し、体部外面には横ナデ、底部には鉢削りが施された内黒のものであり、東北土師器編年の栗圓式の範疇に入るものである。実年代は7世紀後半～8世紀前半に入るものであり、S I 44・58から検出されており特にS I 44では床面上直から検出されたものでこの住居址の年代を示すと考えられる。第3次調査のS I 12, S I 36と同様であり都家の時期の上限を示すものであろう。

ロクロ調整の杯を有する土師器はSD36・42・43の各溝跡よりまとまって検出されている。SD36・43溝出土の土師器杯は全て体部下半から底部にかけて再調整が施されたもので、特に回転鉗削り調整（第1類）が多く見られる。それに対しSD42からは各類が出土しており特に第2類が多いが、SD36・43にはない第3・4類、須恵系土器が見られ、内黒土師器以外も加えると須恵系土器が量的に一番多くなる。

これらの土師器は東北土師器編年の表杉ノ入式に当るものであるが、各遺構ごとに若干差があり、SD36・43は底部に回転糸切り底を有するものではなく、SD42ではかなりの量が伴っており、またこれらには須恵系土器も伴なっている。前者は表杉ノ入式でも回転糸切底出現以前のものとして古い時期に位置付けられ、後者は回転糸切底出現以後の須恵系土器を作った新しい時期に位置付けられるものである。実年代は前者は9世紀、後者は10世紀後半から11世紀頃に位置付けられるものであろう。

遺物から見た場合SD36・43は9世紀頃は溝として機能しており、SD42は埋没時期が11世紀頃と考えられ、10世紀には機能していたと考えられる。したがってSD43はSD42より古時期のものと考えられる。

遺物の出土の様相を考えてみた場合、第1次～V次調査までの南側水田部の調査では瓦が1600点以上あり平均300点以上であり100点を下回った年はなかった。それに対し竪穴住居址出土遺物以外では土器類は量も少なくあまりまとまっていない。それに対し今回の調査では瓦は31点と極めて少なく、その反対に土器類はかなりの量が出土している。この遺物のあり方は昭和49年の県道拡幅に伴なうN区北辺の発掘調査の結果と類似している。つまり南側の水田となっている部分と台地上では遺物の出土し方が異っている。これは両方の地域が遺跡内でも異った機能を有していた結果の反映であるかも知れない。

第3節 遺跡の性格

関和久遺跡の発掘調査も本年度で6回を重ねた。まだ主要部分の発掘がなされていないので、最終結論を出す段階に至っていないが、本遺跡をもって古代の陸奥国白河郡家跡とするわれわれの推定はまず動かないものと思われる。

過去6年間にわれわれの発掘した建物跡は郡家設置以前のものと考えられる3棟の竪穴住居址を除いても次に示したように42棟を数える。この中には重複して建てられているものもあるから、これら42棟の建物が同時に存在したものではないが、まだ発掘面積が少いにも拘わらず、このように多数の建物跡が発見されたのは、本遺跡内にあった建物は実に多かったことを示しているであろう。陸奥国第1の大郡である白河郡家跡に適わしいものである。

関和久遺跡発掘建物跡

(整穴住居址3棟を除く)

建物番号	礎石 掘立の別	地業	桁行	梁行	柱間		棟方向	調査年	備考
					桁	梁			
S B 01	礎石	掘込地業	4間	3間	9尺	9尺	南北	47・48	正△
S B 02	"	"	4	3	9	9	"	"	"
S B 03	"	"	3以上	2以上	7	7	"	"	"
S B 05	"	"	4間	4間	8	7	東西	48・49	"
S B 06	"	"	4	3	9	9	"	48	"
S B 10	"	なし	4	3?	8	8	"	49	"
S B 11	"	"	4	3	8	8	"	49	"
S B 20	"	掘込地業	4	3	8	8	"	50	"
S B 23	"	なし	2	2	9	9	"	"	?
S B 26	"	掘込地業	?	2	8	?	?	"	?
S B 32	"	?	?	?	?	?	?	"	?
S B 07	掘立	なし	4	3	8	8	東西	48	正△
S B 04A	"	"	5	2	10	10	"	49	官衙風
S B 04B	"	"	5	2	10	10	"	"	"
S B 08	"	"	5	2	10	10	"	"	東西廊8尺
S B 09	"	"	?	2	10	10	"	"	?
S B 15	"	"	?	2	10	10	"	"	東西廊10尺
S B 16	"	"	?	2	8	8	"	"	?
S B 17	"	"	?	2	10	10	"	"	?
S B 18	"	"	?	2	8	8	"	"	?
S B 21	"	"	?	?	8	?	?	50	?
S B 22	"	"	2	2	9	9	東西?	"	?
S B 24A	"	"	5	2	10	10	東西	"	官衙風
S B 24B	"	"	5	2	10	10	"	"	"
S B 25	"	"	5	1	10	6	"	"	"
S B 31	"	"	2	?	6	6	?	"	?
S B 33	"	"	2	?	6	6	?	"	?
S B 34	"	"	2	?	10	?	?	"	?
S B 35	"	"	?	?	?	?	?	"	?
S B 37	"	"	3	2	8	6.5	東西	51	倉庫?
S B 38	"	"	4	?	8	?	"	"	?
S B 39	"	"	?	2	7	10	南北	"	?
S B 40	"	"	3	?	7	7	東西	"	?
S B 47A	"	8以上	2以上	4~7	6~10	南北	51	官衙風	
S B 47B	"	8以上	2以上	6	7	"	"	"	
S B 48	"	7以上	1以上	7	10	"	"	"	
S B 49	"	2以上	1以上	9	6	?	"	"	
S B 50	"	3以上	1以上	8	8	?	"	"	
S B 51	"	"	?	?	?	?	"	"	
S B 52	"	"	?	?	?	?	"	"	
S B 56	"	"	2	2	10	8	東西	"	
S B 57	"	"	3	1	7	7	"	"	

この42棟の中、13棟がベタ柱の倉庫風の建物であり、しかもその中の10棟が礎石を使用した建物である。礎石を使用した建物は全部で11棟あるが、残る1棟も倉庫である可能性が高い。そうすると倉庫の大部分が礎石を用いていたものであることが知られる。そしてこれらの倉庫は遺跡の南半に並んで配置されている。少くとも本年発掘した北部の台地からは倉庫風の建物は見出せなかった。これは興味のあることである。

長元3年(1030)の『上野国交替実録帳』によれば当時の上野国の各郡には郡庁、館、厨家、正倉などの建物があったことが知られる。郡庁は郡の政務を執るところ、館は郡司の居館、厨家は食糧を貯えておいたり、調理したりするところ、正倉は郡の租穀を収納するところであったろう。しかもこれらの建物が入まじって散在するのではなく、『令義解』の儀制令の五行の条に郡院、倉庫院、厨院という言葉があるのによって知られるように同じ種類の建物が一定地域内にまとまって存在して院を形成していたものであった。正倉が南半の平地にあり、北半の台地上には官衙風の大きな建物があるという本遺跡における建物跡の分布状態はこのような郡家における建物のあり方を如実に示しているものと思われる。これは今後の調査によって確かめたい。

正倉の多くが掘込地業を伴つたり、礎石を用いたりして、郡庁の建物と思われるSB47A、SB47B、SB48が単なる掘立造りであるより念入りにつくられていることは注意すべきである。それは正倉は穀を収納して置くところであるから大きな荷重がかゝるので基礎をしっかりとしなければならなかつたためである。この正倉にどの位の穀が収納されるかというと、たとえばSB05は桁行32尺、梁行28尺の建物であるからその建坪は24.88坪になる。越中国官倉納穀交替帳に見える川上村の北第二板倉は桁行30.45尺、梁間29尺で、その建坪は24.53坪であるから、SB05とほぼ同じ面積と見られるのであるが、この倉には4750斛7斗の穀が収納されていた(註1)。収納の量は建物の高さによってちがうから、建坪からだけでは比較することはできないが、ほぼ同じ高さの建物であったとして計算すると、SB05にも4750.7斛に近い穀が収納されていたことになる。これをいまの石に換算すると1900石になる(註2)。この1900石の穀の重さと建物の重さが25本の床柱にかかるのであるから、その荷重たるや大きなもので、役人が30~40人働くにすぎない郡庁の建物とは格段の差である。これが同じ郡家の建物でありながら租米を納める正倉では礎石を使用したり、掘込地業などの厳重な地業が施された理由と考えられる。

関和久遺跡の北方の限界がどこにあるかを決定することは本年度の調査の大きな目的の1つであった。それは日本の都家跡で四至の明らかになっている例はいまだなく、都家の大きさというものが具体的にはわかっていないからである。幸い関和久遺跡においては南辺において長さ250mの大溝が発見されたことによって東西長はすでに判明している(註3)。あとは北辺の境界を見付ければよいだけであった。われわれは南北も250mぐらいでほぼ方形をなすものと想定していたのであるが、本年度の発掘によって、南辺から300mを超えたところにも建物跡(SB56、SB57)が発見され遺跡はもっと北方に伸びることが明らかになってこの想定は崩れ、南北長は300mを超し、都家の敷地は南北に長い長方形をなすものであることが考えられるに至ったが、どこまで伸びるかは来年度の調査に俟たなければならぬ。

註1. 『平安遺文』204

註2. 沢田吾一『奈良朝時代民政経済の歴史的研究』 404頁

註3. 福島県教育委員会『閑和久遺跡IV』 昭和51年

第4節 まとめ

最後に過去6年間の閑和久遺跡発掘調査の成果をまとめて見ると

(1) 閑和久遺跡は福島県西白河郡泉崎村閑和久の阿武隈川北岸の平野に、後に山を負い川を前にして営まれた官衙遺跡で、北の一部は台地にかかる。その範囲は東西は250mであるが、南北は300mをこえ、南北に長い長方形をなしている。その東、西、南の各辺には平均幅3m、深さ2mぐらいの空堀をめぐらしているが、北辺の空堀はまだ見付っていない。

(2) この長方形の地域内からこの遺跡に属する建物跡が42棟発見された。その中11棟は礎石を用いた建物であり、他の31棟は掘立柱を用いた建物である。このほかに本遺跡築造以前のものと思われる竪穴住居址が3棟ある。

(3) 今まで発見された礎石使用の建物跡はすべて穀倉すなわち正倉である。正倉と官衙風の建物は地域を異にして存在している。

(4) 遺跡内から出土する遺物には瓦、土師器、須恵器などがあるが、8～9世紀のものが主であるが、11世紀に及ぶものもある。

(5) 遺跡の位置、建物の配置、正倉の多いこと、出土遺物などから見て、本遺跡は奈良・平安時代における陸奥国白河郡家跡と推定される。

(6) 本遺跡の東北500mの上町に土壘状の高まりと空堀とがのこっており、附近からも閑和久と同じ瓦が出土する。古代にこの地方にあった官衙としては文献上では神亀5年(728)新置の白河軍團がある。上町の遺跡が何であるかは閑和久遺跡との関連において今後考察せらるべき問題である。

關和久遺跡俯瞰圖

N

借宿庵寺跡

新知山

阿

武

隈

川

木之内山

白河郡衙跡

上町古瓦窯跡地

關和久瓦窯跡

白河郡衙跡俯瞰図



図版 1

第1トレンチ S D36

大溝(北より)



図版 2

第3トレンチ S D36

(北より)



図版 3

第3トレンチ S D36

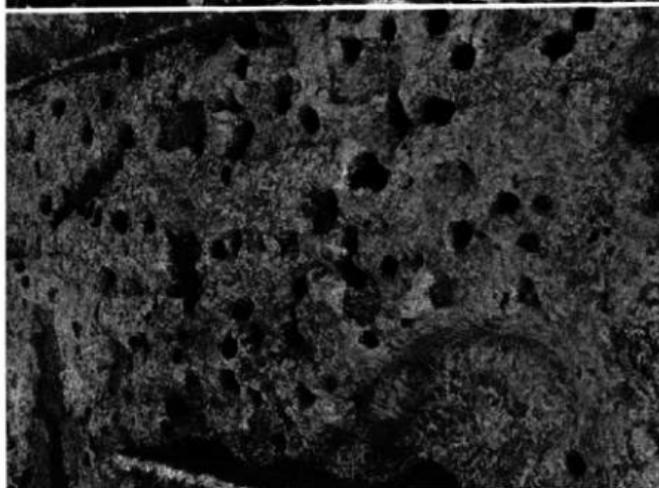
北壁セクション



図版 4
第2トレンチ全景
(南より)



図版 5
第2トレンチ南半部
ピット群



図版 6
SD42, SI44, SB47他
(南より)



図版 7

SD42, SI44, SB47他

(東より)



図版 8

S D42・43, S I44

S B47・48・50他

(北より)



図版 9

第2トレンチ (S D

42)

北壁セクション



図版10
第2トレンチ北壁
セクション



図版11
第2トレンチ北壁
セクション



図版12
S B 56・57他
(東より)



図版13

S B56掘方内土師器
(東より)



図版14

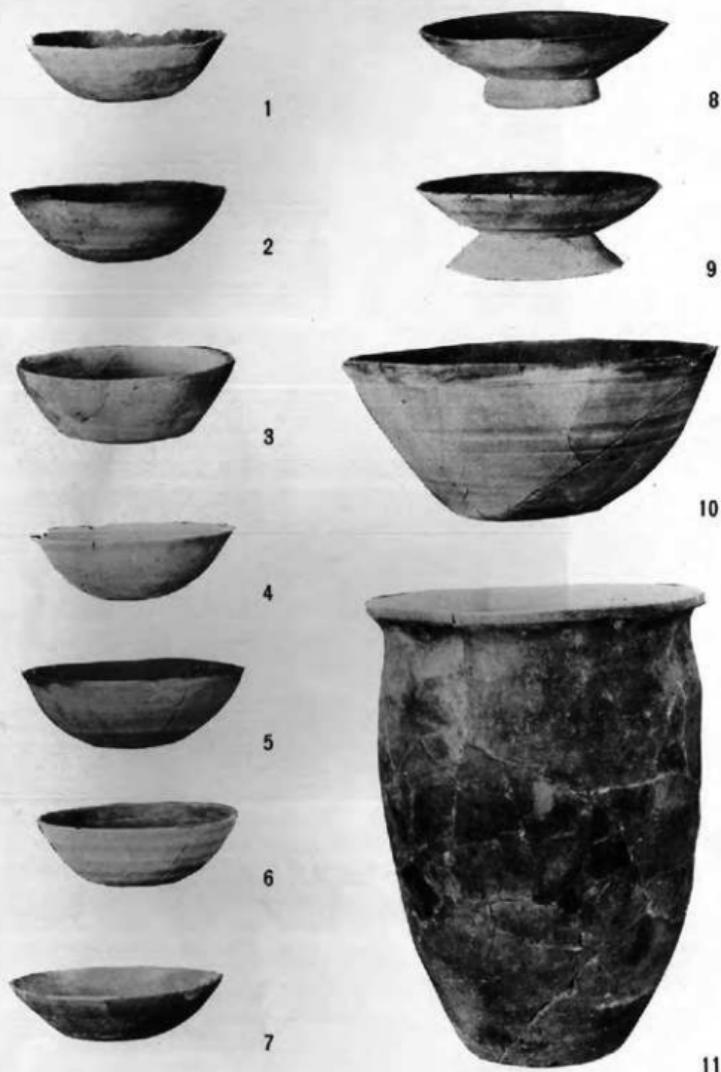
第4トレンチ堆積状
況



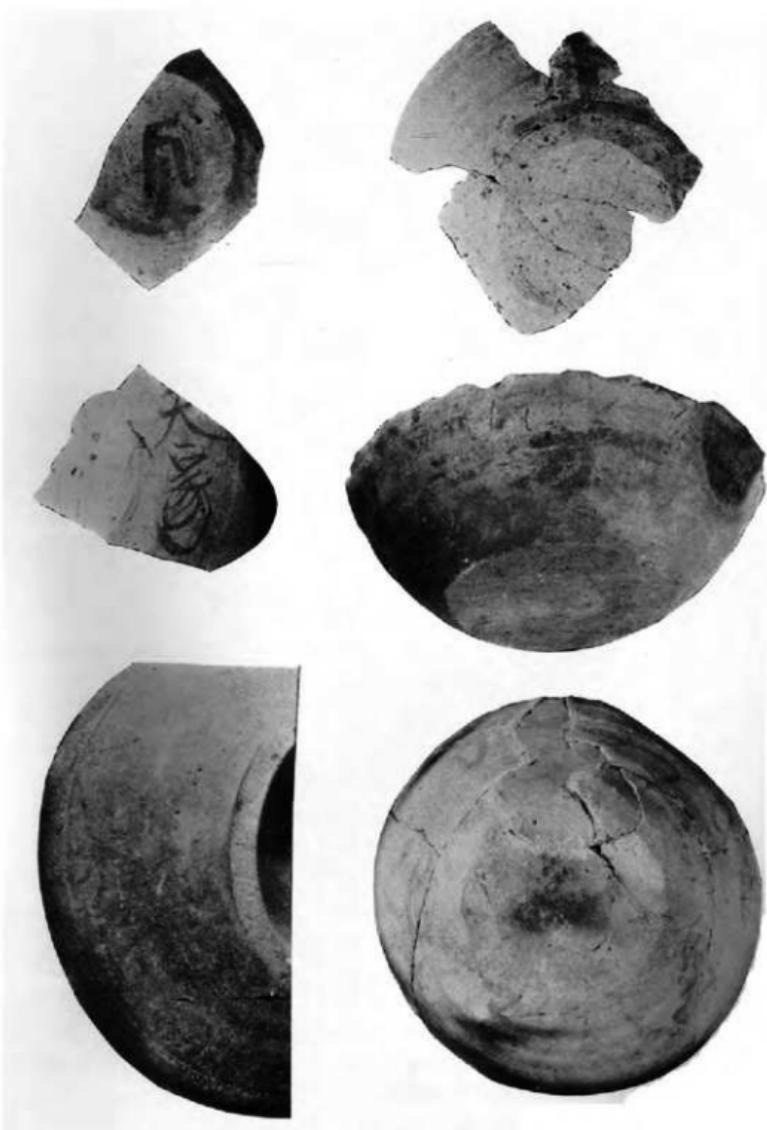
図版15

現地説明会





圖版16 出土土器 1~6, 8~11 土師器 7 須惠系土器
1~7 杯 8, 9 高台付杯 10 鉢 11 壺



図版17 出土土師器墨書

福島県文化財調査報告書第65集

閑和久遺跡 VI

昭和 53 年 3 月 15 日 印刷

昭和 53 年 3 月 31 日 発行

編集・発行 福島県教育委員会
福島市杉妻町 2 番 16 号
TEL 0245-21-1111

印刷所 株式会社 阿部紙工
福島市南町345 TEL 45-2111

不許複製